

建築基準法第51条ただし書許可について

【仙台市決定】

建築基準法第51条ただし書による一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設の位置

名 称	用途地域	位 置	敷地面積
一般廃棄物及び 産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 施 設	工業専用地域	仙台市宮城野区 港三丁目8番9号	3,771.48 m ²

(内容説明)

本事業者は、現在、本計画地において市内から排出された木くずの破砕などをリサイクルするための中間処理を行っています。

本計画は、受入れを行っている産業廃棄物の木くずに加えて、一般廃棄物である木くずの破砕を行うものです。

本事業における処理施設は、「建築基準法施行令第130条の2の2第一号」の規定に該当し、建築基準法第51条ただし書の許可を受ける必要があることから、仙台市都市計画審議会に付議するものです。

<処理能力に関する規定>

・一般廃棄物

一日当たりの処理能力が5トン以上であるもの

(理由)

本計画地は、JR仙台駅から北東約11kmに位置しており、用途地域は工業専用地域に指定されております。

周辺には、工場、倉庫等が立地しており、今後とも住宅の土地利用は見込まれません。

また、木くずの破砕に伴う騒音・振動等について、工業専用地域内における本市の規制等はありませんが、近隣へ配慮した設備の仕様としており、周辺環境に支障等が発生しないほか、施設への廃棄物搬出入等に伴う運搬車両台数について、周辺交通への影響が少ないことを確認しています。

以上のことから、本施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと考えられます。

施設概要

施設名称		株式会社 昭和羽前建設工業
申請者		仙台市青葉区木町 17 番 15 号 UZEN ビル 2F
		株式会社 昭和羽前建設工業 代表取締役 甘木 広志
敷地	位置	仙台市宮城野区港三丁目 8 番 9 号
	面積	3,771.48 m ²
	用途地域	工業専用地域
処理施設	用途	一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設
	処理能力	○一般廃棄物 破砕施設 木くず 67.20 t/日 ○産業廃棄物 (H15.6.10 付第 2737 号 建築許可済) 破砕施設 木くず 67.20 t/日
その他		建築物の概要 (既存施設) 廃棄物処理施設 鉄骨造 地上 1 階建て 477.67 m ²

建築基準法第51条ただし書許可について

